

仮処分命令申立書

平成27年3月20日

東京地方裁判所民事第47部 御中

債権者代理人

弁 護 士 野 本 俊 輔

同 吉 葉 一 浩

同 三 神 光 滋

同 中 谷 仁 亮

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申 立 て の 趣 旨

- 1 債務者は、その保有する別紙文書目録記載の各文書（以下、「本件各文書」という）及び本仮処分命令申立書を含む事件記録をインターネット上で公開してはならない。
- 2 債務者は、債権者に対し、本件各文書（その複製物一切を含む）を仮に引き渡せ。
- 3 債務者が債権者に本件各文書（その複製物一切を含む）を仮に引き渡さないときは、引き渡すまで一日につき金10万円の割合による金員を支払え。との裁判を求める。

申 立 て の 理 由

## 第一 被保全権利

### 一 当事者

- 1 債権者は、損害保険等を業とする株式会社である。
- 2 債務者は、債権者の元従業員であり、平成24年3月31日付で債権者を定年退職している。

### 二 債務者の債権者に対する訴訟提起

- 1 平成24年12月27日、債務者は、債権者を被告として、東京地方裁判所に対し金5749万余円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起し、同訴訟は現在も同地裁民事11部に平成24年(ワ)第36778号事件(以下、「別件訴訟」という)として係属中である。

◎ 甲1(訴状写し)及び甲2(答弁書写し)参照

- 2 債務者は、別件訴訟について、「債権者は債務者に対し昇進差別を行い、公平・公正な処遇を受けるべき債務者の労働契約上の権利、利益を不当に侵害しており、債権者の人事処遇は、債務不履行に該当するとともに、不法行為にも該当する」旨を主張している。

◎ 甲1(訴状写し)参照

### 三 インターネット上における情報公開

- 1 従前から、インターネットのweb(<http://compliance55.com>)上には、「損害保険業界株主の会」の名前で「三井住友海上はコンプライアンス・ブラック企業か?」というタイトルの元に、別件訴訟に関する様々な情報が公開されている。

◎ 甲3(<http://compliance55.com>をプリントアウトしたもの)参照

- 2 「損害保険業界株主の会」と債務者との関係は、正確には不詳であるが、同web及び「・・・元社員の訴訟の詳細」(<http://compliance55.com/appraiser>)上には、別件訴訟に関する詳細な情報が掲載されており、そこには、債務者が裁判所に対して提出した訴状や多数の甲号証が貼り付けられている。

◎ 甲4 (<http://compliance55.com/appraiser> をプリントアウトしたもの) 参照

3 別件訴訟の当事者でない第三者がインターネット上に別件訴訟の多数の資料を掲載することは通常考えられないから、上記 web を作成し公開している「損害保険業界株主の会」は債務者そのものであるか、仮にそうでなくとも、少なくとも債務者が主催するなど債務者と極めて密接な関係があるといわざるを得ない。

4 そして、上記 web (<http://compliance55.com>) 上の「今後の予定」欄には、「本件訴訟が、・・・の記事としてホームページに掲載され、大変な反響を呼んだことがおそらくきっかけかと思いますが、・・・多数の被告の内部告発者から、応援とともに、被告の英国子会社問題の内部告発の資料が続々と送付されてきています。・・・内部告発の手紙とともに、次の各種機密資料も同封されてきています。」との記述があり、入手している各種機密資料として、

- ・金融庁からの質問状 (全21ページ)
- ・金融庁への確認票 (全19ページ)
- ・CDS (ZCP) 契約の引き受けについて (全3ページ)
- ・ZCPの分析 (全19ページ)
- ・LOM FS事業の総括 (全31ページ)

が挙げられている。なお、「金融庁からの質問状 (全21ページ)」は別紙文書目録1記載の文書を指し、「金融庁への確認票 (全19ページ)」は同目録2記載の文書を指している。

◎ 甲3 (<http://compliance55.com> をプリントアウトしたもの) 参照

#### 四 本件各文書の営業秘密性

- 1 不正競争防止法第2条第6項は、「この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。」と規定して

いるが、本件各文書は、同法同条同項にいう「営業秘密」に該当する。

2 すなわち、不正競争防止法の営業秘密の要件は、①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②有用な情報であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）の三要件を満たす情報とされているが、以下のとおり本件各文書は、いずれの要件をも満たすものである。

### 3 秘密管理性

(一) 本件各文書は、平成21年11月から平成22年6月まで行われた金融庁検査の過程で金融庁の求めに応じて金融庁の指定した書式により債権者が作成して金融庁に提出したものである。別紙7の1質問表は、金融庁検査官からの債権者に対する質問事項及びそれに対する債権者の回答を最終的に債権者担当者がとりまとめたものであり、松本雅弘国際業務部長（当時）の印鑑が押捺されている。なお、文書左側の金融庁検査官からの債権者に対する「質問事項」欄は、そもそも金融庁側で記載したものであり、債権者側では手をいれていない。

また、別紙7の2確認表は、金融庁検査官からの指摘・評価事項及びそれに対する債権者の「事実及び（問題）認識」をまとめたものであり、通常は担当部長（本件の場合は国際業務部長）の印鑑が押捺されることになっているが、本件については、問題の重要性から金融庁の要請を受けて当時の江頭敏明社長の印鑑が押捺されている。この文書についても、文書左側の金融庁検査官からの債権者に対する「指摘・評価事項」欄は、そもそも金融庁側で記載したものであり、債権者側では手をいれていない。

このような本件各文書を含む金融庁検査関係情報については、

「金融検査に関する基本指針」  
(<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/f-20050701-2/02.pdf>)に記載されているように、検査部局の責任で管理を行う必要がある情報として、被検査金融機関たる債権者から第三者に開示することが原則として禁止されてい

る（同指針17頁参照）。そのため、債権者内部においても、本件各文書を含む金融庁検査関連書類は、以下のとおり、極めて限られた人物にしか開示されない機密情報としている。（二）金融庁検査関係の情報が、基本的に社内機密であることは債権者の社員であれば当然知っていることであり、検査が実施される都度、その趣旨が全社員に通知されており、今回の検査に関しても、平成21年11月6日、債権者は全社員に対し、金融庁検査関係情報について、債権者以外の第三者に対して開示を禁止する旨の通知を発している（甲5参照）。

（三）本件各文書の写しは、債権者経営企画部が第一次的に保管し、さらにその写しは関連部署である業務監査部、リスク管理部、国際業務部、コンプライアンス部、財務企画部、財務管理部及び金融ソリューション部に渡された。写しを保有する各部においては、機密文書として厳重に保管し、理由のないコピーの作成は禁止されている。

（四）上記8つの部署では、本件各文書の写しを各部に設置されている鍵付きのキャビネット内で他の金融庁検査関連書類とともに機密文書扱いで厳重に保管あるいはシュレッダー廃棄している。

（五）以上のとおり、本件各文書は第三者への開示が禁止され、理由のないコピーも禁止されていたのであって、債権者の社員なら誰でも本件各文書の記載内容が債権者の機密情報として管理されていることは認識可能であった。したがって、これらの情報の秘密管理性は明らかである。

#### 4 有用性

本件各文書には、主に債権者の欧州における保険事業及び欧州子会社における大口保険事故に関する金融庁と債権者との折衝の内容が記載されている。債権者の保険商品の問題点、改善点等に関する記載があり、現在においても、債権者の今後の経営効率の改善を実現するために必要な情報であり、まさに法的保護に値する経済的に有用な営業上の情報である。

また、本件各文書には、主に海外子会社管理に関する債権者の経営方針や経営判断が、その意思決定過程も含めて詳細に記載されている。これらは、債権者にとって秘匿する価値のある情報であり、競業他社にとっても有利に用いることができる価値のある情報である。

## 5 非公知性

上述のように、本件各文書の写しには、海外子会社管理に関する債権者の経営方針や経営判断等の機微な情報が様々記載されており、これらは、一般的には知られていない非公表の情報である。そして、上述のとおり、本件各文書は、関係部署の特定の者のみがアクセスできる状態で厳重に管理されており、第三者への開示が禁止され、理由のないコピーが禁止されているため、管理者の管理下以外では一般に入手できず、一般人が容易に知ることのできない情報である。

本件各文書は、債務者が何らかの不正な方法で入手し証拠として提出したもので、未だ一般人には知られておらず、又は容易に知ることができない情報であることは明らかであるから、その「非公知性」は明白である。

## 五 営業秘密の開示

1 債務者は、その後、別件訴訟において、甲第35号証として債務者の「第4陳述書」に別紙7の1及び別紙7の2として添付する形で本件各文書を東京地方裁判所に提出した。

◎ 甲6（債務者が別件訴訟において提出した第4陳述書及び添付資料）参照

2 さらに、上記 web (<http://compliance55.com>) 上の「今後の予定」欄には、赤字で「これらの書類については、近々裁判所に提出し、本ホームページにも全文掲示する予定です。」と記載されており、債務者は、本件各文書をインターネット上で公開することを予告している。

◎ 甲3 (<http://compliance55.com> をプリントアウトしたもの) 参照

3 そもそも、債務者の別件訴訟における昇進差別の主張と本件各文書の記載内

容は関連性がなく、債務者がこれらの文書を裁判所に提出する必要性は全く存在しない。

4 また、債務者の「第4陳述書」(甲6)の9頁末尾には、「これらの書類を、金融に詳しい大手マスコミの経済記者に見せたところ、とんでもない機密文書で、これに関わった経営陣らは、株主代表訴訟を提起されても当然である。」との記載があり、債務者自身、本件各文書が極めて機密性の高い営業秘密であることを認識していることは明らかである。

5 すなわち、債務者は、本件各文書が債権者にとって機密性の高い営業秘密であることを知りながら、これらの文書を公開することによって、債権者に損害を与えることを企図しているのであって、債務者の行為は、不正競争防止法第2条第1項第5号等に反するものであり、また民法上の不法行為をも構成する。

## 第二 保全の必要性

一 債権者は、債務者の本件各文書の公開禁止及び引渡し等を求める訴訟を御庁に提起すべく準備中である。

二 しかるところ、債務者が予告通り、本件各文書をインターネット上に公開すると、債権者に著しい損害が発生し、事後的に損害を回復することは困難となるので、本申立てに及ぶ次第である。

## 疎 明 方 法

- 1 甲第1号証 (訴状写し)
- 1 甲第2号証 (答弁書写し)
- 1 甲第3号証 (<http://compliance55.com> をプリントアウトしたもの)
- 1 甲第4号証 (<http://compliance55.com/appraiser> をプリントアウトしたもの)
- 1 甲第5号証 (「<海上社>金融庁から検査通知がありました」と題する文書写し)
- 1 甲第6号証 (債務者が別件訴訟において提出した第4陳述書及び添付資料)

1 甲第7号証 (内容証明郵便による通知書)

1 甲第8号証 (報告書)

添 付 資 料

1. 甲1ないし8号証写 (甲8は原本) 各1通

1. 資格証明 1通

1. 委任状 1通

以 上



当 事 者 目 録

〒101-8011

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

債 権 者 三井住友海上火災保険株式会社

代表者代表取締役 柄 澤 康 喜

(送達場所)

〒102-0084

東京都千代田区二番町4番地3 二番町カシュービル7階

野本・吉葉法律事務所

電話番号 03-3511-1111

FAX番号 03-3511-0222

債権者代理人

弁 護 士 野 本 俊 輔

同 吉 葉 一 浩

同 三 神 光 滋

同 中 谷 仁 亮

## 文 書 目 録

### 1 質問表 (全21頁)

ただし、債務者が東京地方裁判所民事第11部に対し、平成24年(ワ)第36778号事件の甲第35号証の別紙7の1として提出したもの。

### 2 確認表 (全19頁)

ただし、債務者が東京地方裁判所民事第11部に対し、平成24年(ワ)第36778号事件の甲第35号証の別紙7の2として提出したもの。

以 上